

（２）工 事 検 査

「鳥取県土木工事監督基準の改定等について」

鳥取県 県土整備部 技術企画課

課長補佐 河村 隆輔

土木工事監督基準の改定等

令和8年7月23, 24日

鳥取県県土整備部技術企画課

内容

1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定
2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定
3. 最近の土木工事関係基準等の改定
4. スライド条項等に関する取扱い
5. 建設DX関係

1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定
2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定
3. 最近の土木工事関係基準等の改定
4. スライド条項等に関する取扱い
5. 建設DX関係

1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定

背景

県内の技術者は、平成14年の2,400人をピークに減少が続き、令和10年に1,200人を下回る見込み。
働き方改革関連法に基づき、2024年4月から時間外労働時間の上限が設けられ、技術者1人当りの勤務時間も減少となり、将来的にインフラを維持していくため公共工事における業務の抜本的な見直しが必要。

目的

監督業務チェックリストを現状の監督業務に合わせた項目に見直すとともに、チェックリストを検査業務と連携することで監督業務、検査業務の効率化を図る。

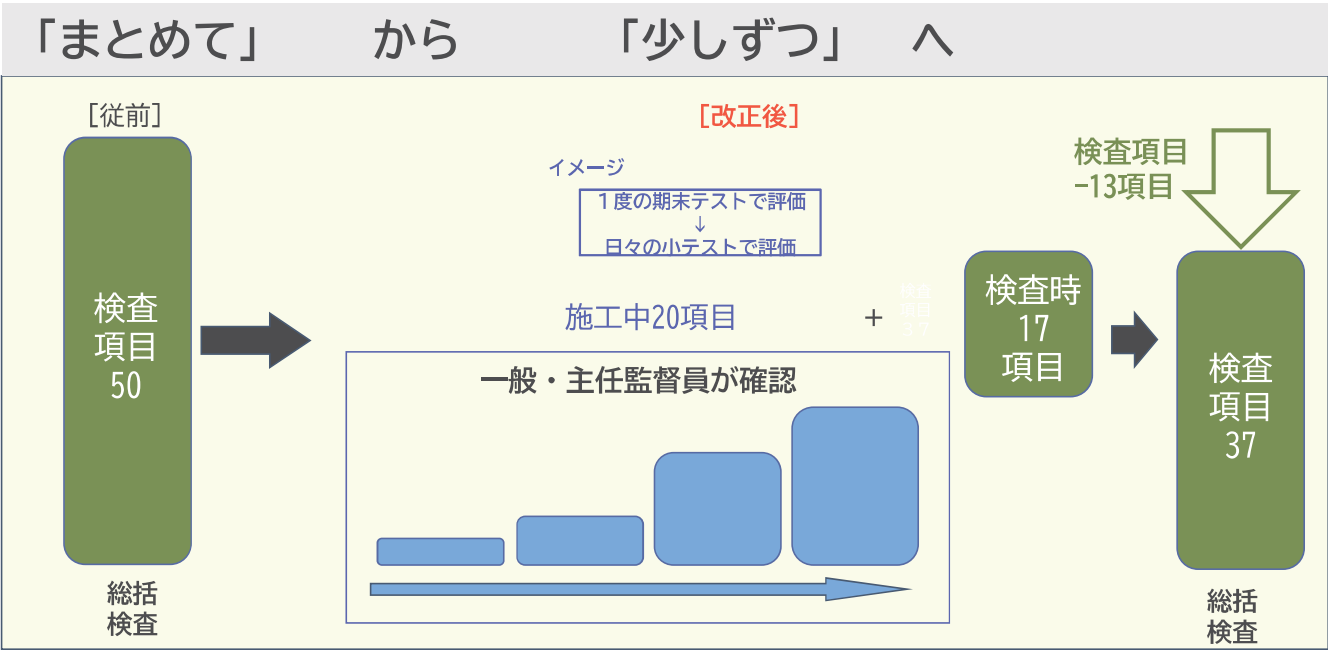
1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定

概要

	改正	従前
監督基準	➢ 段階確認 ⇒ 変更無し ➢ 施工状況把握(現地確認) ⇒ 項目変更無し(名称改正) ➢ 施工状況把握(書類確認) ⇒ チェック項目見直し 監督マニュアルから移行	➢ 段階確認 ➢ 施工状況把握 ⇒ 主に現場の施工状況を確認
監督マニュアル		➢ 監督業務チェックリスト ⇒ 主に工事関係書類を確認
総括監督員検査	➢ 考査項目別運用表 ⇒ ・書類等を確認 ・施工状況把握(書類確認)で検査	➢ 考査項目別運用表 ⇒ ・書類等を確認 ・聞き取り等

1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定

概要



1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定

施工状況把握(書類確認)実施方法

- 施工状況把握(書類確認)チェックシートを用いて実施
- 施工計画書提出や立会などに合わせて確認
- 指摘事項がある場合は改善されるまで確認を実施
- 一般監督員等の確認結果を基に総括監督員が最終確認

内容

1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定
2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定
3. 最近の土木工事関係基準等の改定
4. スライド条項等に関する取扱い
5. 建設DX関係

2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定

R7改定

第1編 共通編 第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-19 建設副産物

資源有効利用促進法省令改正（R5. 5. 26施行）に伴い、必要な手続き等を共通仕様書で規定。

共通仕様書規定前は、「再生資源の利用の促進に係る特記仕様書」で対応。

2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定

資源有効利用促進法省令改正

【省令改正の内容】

再生資源利用促進計画（建設発生土搬出量500m³以上）を作成する工事現場を対象として、残土の搬入出の確認を強化（R5. 5. 26施行）

【省令改正のポイント】

工事現場、搬出先の確認

 再生資源利用促進計画を作成する工事のみが対象
 全ての工事が対象

-  1 法令等の許可状況の確認
元請業者は、搬出先における盛土規制法、盛土条例その他法令等の許可状況を確認する。
-  2 土壌汚染対策法等の手続状況の確認
元請業者は、発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続状況を確認する。
-  3 確認結果の現場掲示
元請業者は、土壌汚染対策法、盛土規制法、盛土条例等の確認結果を再生資源利用促進 計画の添付資料（確認結果票）として現場に掲示する。
-  4 土砂搬出委託者への通知
元請業者は、土砂搬出を委託する場合、委託者に搬出先、搬出量、確認結果を通知する。

2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定

資源有効利用促進法省令改正

【省令改正のポイント】

受領証の受け渡し

-  再生資源利用促進計画を作成する工事のみが対象
-  全ての工事が対象

-  5 受領書の受け取り〔残土を搬出する場合〕
元請業者は、搬出先に受領書の交付を求め、搬出先を確認するとともに受領書の写しを5年間保存。
-  6 受領書の交付〔残土を搬入する場合〕 **注意！！ 受領書の交付は全ての工事が対象**
元請業者は、土砂を搬入したときは、受領書を搬入元に交付する。

2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定

R7改定

1-1-1-19 建設副産物

5. 受領書の交付

土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付することを規定。

7. 再生資源利用促進計画を作成するうえでの確認事項等

建設発生土を工事現場から搬出する場合は、土壤汚染対策法等の手續状況や、搬出先が盛土規制法等の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認する規定を追加。

また、確認結果を「再生資源利用促進計画に添付」し、工事現場で公衆の見やすい場所に掲げる規定を追加。

2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定

R7改定

1-1-1-19 建設副産物

8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

建設現場等から土砂搬出を他の者に委託する時は、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対し法令等に基づき通知する記述を追加。

9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

「再生資源利用促進計画」に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出する規定を追加。

2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定

R7改定

第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第6節 運搬・打設

1-3-6-9 養生

2. 湿潤状態の保持

受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、**施工実績**、**信頼できるデータ**、**あるいは試験等により定めるものとする**。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を**目安**とする。

環境条件や使用材料など各種条件を踏まえて適切に養生期間を設定するという方針(コンクリート標準示方書)により改定。

ただし、全てのコンクリート工事で個々に試験を実施して湿潤養生日数を決定することは難しいため、目安として期間が示されている。

2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定

R7改定

第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート
第9節 暑中コンクリート
1-3-9-2 施工

3. 打設時のコンクリート温度

打設時のコンクリート温度の上限は、**所定の品質を確保できる場合は38℃**とし、**それ以外の場合は35℃**とする。

昨今の気温上昇により、打込み時のコンクリート温度を35℃以下に保つことが困難な場合が増加すると推測された。

一方、流動性を長時間保持でき、かつ、凝結時間を適切に遅延できる混和剤によってフレッシュコンクリートの性状を従来よりも長時間確保可能となっている。

35℃を超えるおそれがある場合は、上記の混和剤を使用し、運搬から養生までの各施工段階での適切な配慮によって、38℃を上限とすることが可能。

2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定

R7改定

特記事項

1-1-1-24 施工管理

8. 記録及び関係書類(追加)

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行うことができる。**また、小黑板情報電子化を実施しない工事写真については、監督員の承諾を得ることとし、対象工事では、以下の(1)から(4)の全てを実施することとする。**

実施内容

- (1)対象機器の導入
- (2)デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入
- (3)小黑板情報の電子的記入の取扱い
- (4)小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

対象：写真管理基準の工種

1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定
2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定
3. 最近の土木工事関係基準等の改定
4. スライド条項等に関する取扱い
5. 建設DX関係

3. 最近の土木工事関係基準等の改定

現場説明書

R8. 4. 24一部改定(5. 15適用)

- 建設機械賃料の採用単価の取扱いを一部改定
ラフテレーンクレーン，高所作業車，橋梁点検車に機械賃料は通常単価で積算計上。これ以外の機械賃料は長期割引適用単価。
- 現場環境改善の実施内容を一部変更
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は，積上げ計上。率分計上額の100%を上限とする。
- 快適トイレの試行を一部改定
設置基数は現場毎に必要性を協議の上，決定。
- けんせつトリピーのデザイン使用を新規規定
工事看板，工事案内チラシ等，工事をPRする目的に無料で使用可能。

3. 最近の土木工事関係基準等の改定

現場説明書

R8. 2. 27一部改定(3. 9適用)

- 大型コンクリートブロック積擁壁に係る取り扱いを追加
想定製品を明記し、想定製品以外の製品の場合は監督員の承諾が必要。
擁壁高(従前は直高)が8mを超える場合は、地震時の安定計算が必要。

R7. 4. 23一部改定(5. 15適用)

- 災害復旧工事における現場環境改善に関して新規規定
災害復旧工事において主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用を積上げ計上。
- 快適トイレの費用計上
通常工事、災害復旧工事について費用を積上げ計上(営繕費)とした。

3. 最近の土木工事関係基準等の改定

現場説明書

R6. 9. 20一部改定(10. 10適用)

- 情報共有システムの利用義務化
全ての工事で情報共有システムを利用することとした。
利用を希望しない場合は監督員と協議が必要。

R6. 6. 28一部改定(7. 15適用)

- オンライン電子納品に関して新規規定
全工事を対象にオンライン電子納品の試行を開始。
オンライン電子納品は My City Construction(MCC)で実施。
情報共有システムからの連携も可能。
実施に当たっては、運営主体に対して事前に法人情報の登録が必要。

3. 最近の土木工事関係基準等の改定

工事書類作成Q&A

R8. 2. 9一部改定(2. 13適用)

- S-1-18 購入のみを行った資材等の取り扱いを追加。
- S-1-20 再生資源利用計画等のオンラインシステムの利用について取り扱いを改定。
オンラインシステムがコブリス・プラスに移行されたことに伴い、鳥取県では当システムを使用しないことを追記。
- S-1-22-1 工事完成通知書を提出した月の履行報告の取り扱いを追加。
- S-3-1 段階確認に係る資料作成に係る取り扱いを改定。
- D-3-2 区画線工の「各線種毎に1カ所測定」の考え方を追加。
- D-6 鉄筋工における設計かぶりの考え方を追加。
- D-7 鉄筋工における最小かぶりの考え方を追加。
- H-4-1 材齢28日のコンクリート圧縮(曲げ)強度試験実施日が休日等になる場合の取扱いを追加。
- P-3 監督員が立会した場合の写真の省略に係る取り扱いを改定。
- T-10 資材搬入に係る過積載防止の取組み状況に係る取り扱いを改定。
- T-11 資材搬出に係る過積載防止の取組み状況に係る取り扱いを改定。

3. 最近の土木工事関係基準等の改定

工事書類作成Q&A

R6. 8. 21一部改定(9. 1適用)

- S-1-12 現場代理人に変更があった場合のCORINSの取扱いを追記。
- S-1-18, S-1-19 建設廃棄物処理計画書に係る項目を削除。
建設廃棄物処理計画書の作成を不要にしたことに合わせて、当該計画書に係る項目を削除。
- H-6-0 非JISコンクリート製品における製品規格毎の品質管理について追記。

3. 最近の土木工事関係基準等の改定

工事書類作成Q&A

R6. 3. 5一部改定(4. 1適用)

- S-1-6 施工管理点数一覧表の取り扱いを追記。
- S-1-13 施工体制台帳の提出までの期間を修正。
- S-1-25-1 安全巡視に係る取り扱いを追記。
- S-2-1, S-3-11, H-1, T-2, T-3及びT-4 工事材料の取扱い改定に合わせ内容を修正。
- S-3-4-1 工事完成図に係る取扱いを追記。
- D-5 平坦性試験の記載内容を明確化。
- H-7-1 プルーフローリングに係る取り扱いを追記。
- H-9 道路土工に係る施工規模50m³未満の取り扱いを追記。

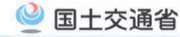
内容

1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定
2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定
3. 最近の土木工事関係基準等の改定
4. スライド条項等に関する取扱い
5. 建設DX関係

4. スライド条項等に関する取扱い

単品スライド

工事請負契約書における請負代金額変更の規定（スライド条項）



◎工事請負契約書

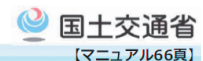
- (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3

4. スライド条項等に関する取扱い

単品スライド

国土省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

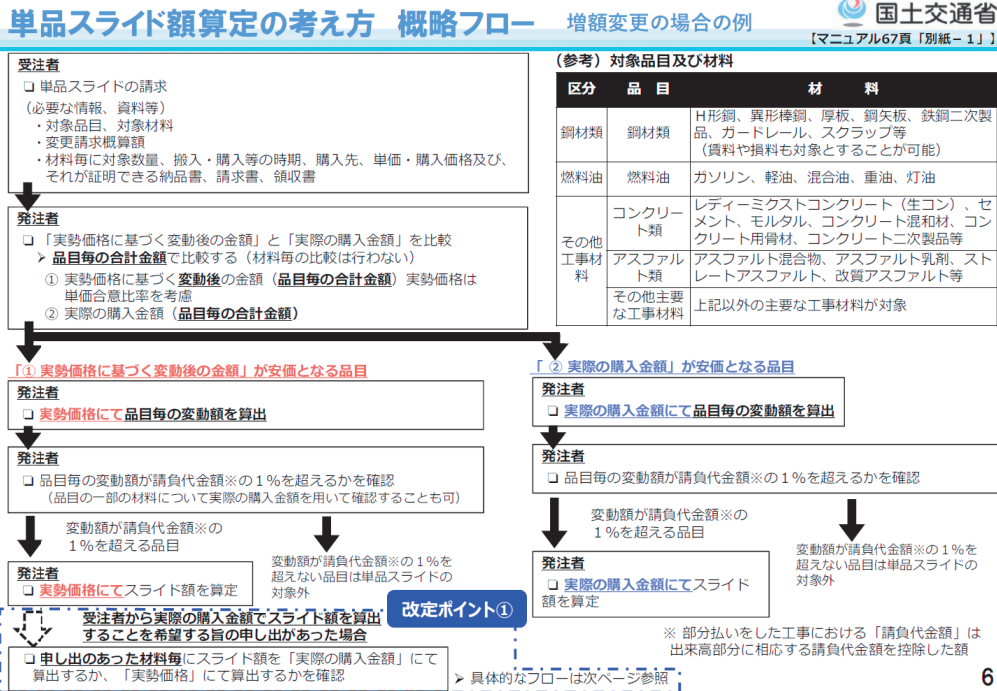


【マニュアル66頁】

項目	全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)
	受注者の負担	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	残工事費の1.0%
	再スライド	再スライド	(30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

4. スライド条項等に関する取扱い

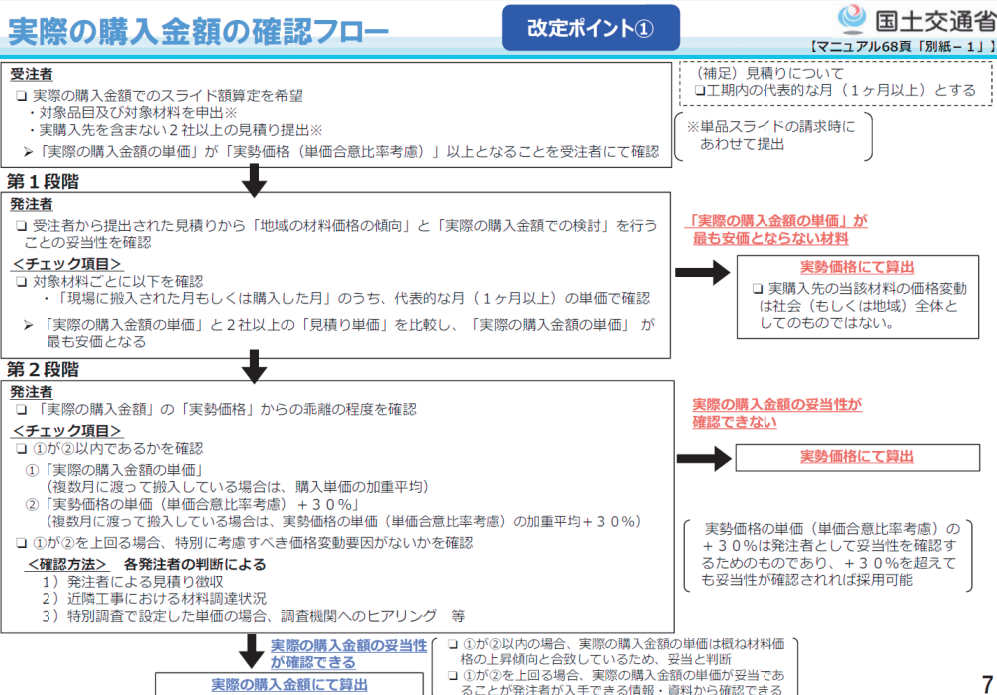
単品スライド



6

4. スライド条項等に関する取扱い

単品スライド



7

単品スライド

単品スライド条項の提出書類について(「実際の購入金額」を示せない場合の対応)

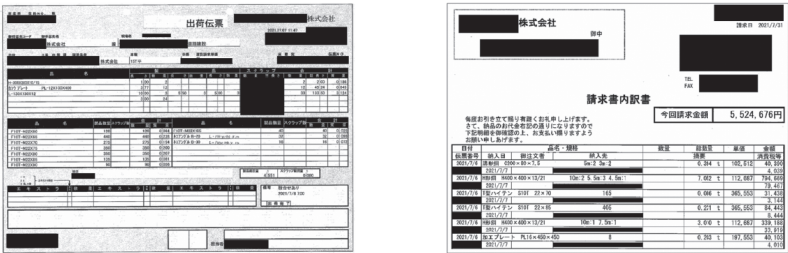
- 受注者に提出して頂く証明書類
- 改定ポイント②
- 【マニュアル18～20頁「2-3受注者への確認事項」】
【マニュアル26・27頁「3-3受注者への確認事項」】
【マニュアル40・41頁「4-3受注者への確認事項」】
- 対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格等が証明できる納品書、請求書、領収書など。
 - 燃料油は多岐に渡る機械で使用されているため、すべてを証明する書類が提出し難い事情があると認められる場合は、主たる用途に用いた数量を証明する書類をもって対象とすることが可能。
 - 必要な証明書が提出されなければ、スライド条項の対象材料としない。

改定ポイント②

鋼材類の購入にあたって、購入先と購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合には、**購入先や単価等の証明書類の提出を省略し、搬入月及び数量を証明する書類をもってスライド条項の適用**とする。その際は実勢価格を用いてスライド額の算定を行う。

※受注者の自社の取り決めではなく、メーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定していることなどが客観的に確認できる必要がある

※その他の主要な工事材料についても同等の事情があると認められる場合には同規定を準用可



単品スライド

単品スライド条項の対象品目・材料について

2. 対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（ただし、鋼材類には非鉄金属（アルミニウムや鉛など）は含まない）※賃料や損料も対象とすることが可能。
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他 工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等（アスファルトを主要材料としたものが対象）
	その他主要な 工事材料	上記以外の 主要な工事材料が対象 （非鉄金属も対象） ※主要な工事材料が否かは、 <u>工事の種類や請負代金額中に占める資材費の割合、その他の要素</u> を考慮して決定する。なお、工場製作品も含む。 ※請求があった材料の中から受発注者間で協議のうえ、品目区分を決定する。

4. スライド条項等に関する取扱い

単品スライド

市場単価及び土木工事標準単価(市場単価等)の取扱い(R8. 6. 19発出)

◆ 運用マニュアルの規定

市場単価等を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。

ただし、材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

➤ 当初設計図書で材料の設計数量が明示できない場合の取扱い

単品スライドの請求時の品目に市場単価等を採用した項目がある場合は、使用する材料および使用予定数量(ロス分含む)を確認し、変更時に市場単価等の材料数量について設計図書に記載し、単品スライドの対象とする。

4. スライド条項等に関する取扱い

ナフサ由来建設資材

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領(R8. 7. 1発出)

ナフサを由来とする建設資材(調達検討資材)について、代替品の調達や流通経路の見直し等、追加が必要となる内容(別途調達経費)を設計変更

◆ 別途調達経費が必要となる場合

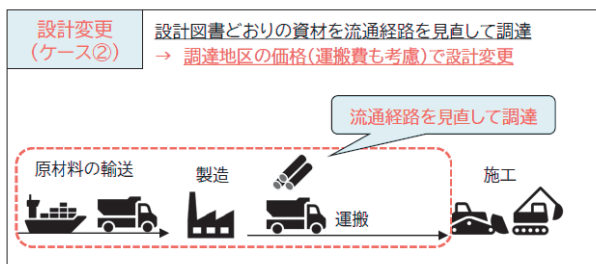
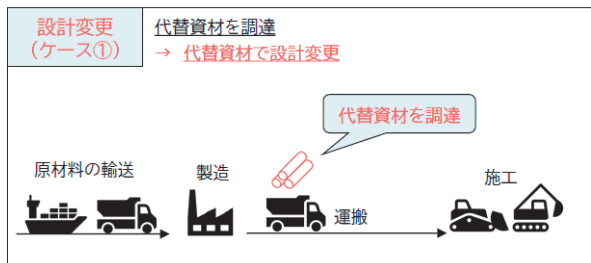
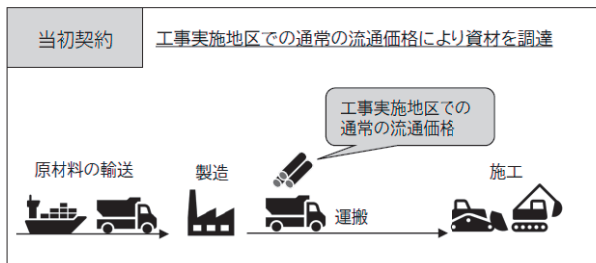
- 1 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- 2 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- 3 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

既契約工事において本通知発出前に既に代替資材の調達又は購入契約を行っている資材についてもナフサ由来での目詰まりに起因するものであり、出来高部分払いで支払い済みでなければ設計変更の対象

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加が必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

ナフサ由来資材(例)

- ・ 構造物補修・補強用接着剤
- ・ 塗料
- ・ 塗料用シンナー
- ・ 路面標示用塗料
- ・ NATM工法用シート
- ・ 軽量盛土用発泡スチロールブロック
- ・ シーリング材
- ・ 断熱材
- ・ 塩化ビニル管類 等

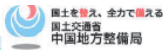


内容

1. 鳥取県県土整備部土木工事監督基準の改定
2. 鳥取県土木工事共通仕様書の改定
3. 最近の土木工事関係基準等の改定
4. スライド条項等に関する取扱い
5. 建設DX関係

ICT活用工事

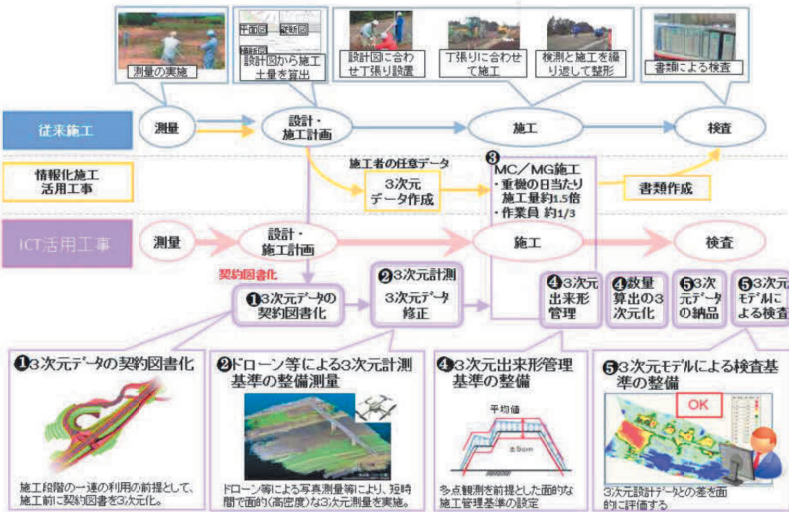
【概要】ICT活用工事とは？



建設生産プロセスの下記①～⑤の全ての段階においてICTを全面的に活用する工事であり、入札公
告・入札説明書と特記仕様書に明示することで対象工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

鳥取県では①～⑤のいずれかを実施する
「LightICTも選択可能」



ICT活用工事

- 『ICT活用工事』の取組状況
- ◆ 平成29年度から県工事規模を対象とした、実施要領を策定し取組を開始。
[発注者指定]
土工量5,000m3以上かつ
予定価格50百万円以上
※5プロセス全て実施する必要有
※ICT建機のリース料が高額かつ月単位
 - [受注者希望]
全工事を対象
受注者が現場条件等に応じて生産性向上を
図ることを希望する工種と、ICT活用する施工プロセスを選択。
▷ 3次元設計データを活用したワンマン測量
▷ 付帯構造物、法面工等の出来形管理など
 - ICT建機を使用しなくてもよい。⇒ **LightICT**
ただし、起工測量及び設計データ作成で得た3次元データは、
当該工事におけるその他の作業に活用し生産性向上に資すること
を条件とする。
 - ◆ 年度別実績

	H30	R1			R2			R3			R4			R5			R6			R7								
		発	受	計	発	受	計	発	受	計	発	受	計	発	受	計	発	受	計	発	受	計						
					全 L						全 L						全 L						全 L					
道路	2	8	3	11	9	0	4	13	6	7	8	21	1	12	14	27	0	11	14	25	0	15	27	42	1	9	34	44
河川	3	1	0	1	1	1	5	7	0	2	1	3	1	5	5	11	0	4	10	14	0	6	7	13	0	2	6	8
河川	0		0	0	0	1	2	3	0	1	3	4	0	15	12	27	0	8	14	22	0	9	22	31	1	3	27	31
合計	5	9	3	12	10	2	11	23	6	10	12	28	2	32	31	65	0	23	38	61	0	30	56	86	2	14	67	83

ICT建機使用による効果

- 従来の施工
- ・ 2次元測量図を基に丁張り設置
 - ・ 丁張りを目安に重機オペが操作
 - ・ 丁張り設置作業員、施工時の誘導員が必要



- ICT建機による施工
- ・ 3次元データ作成
 - ・ 3次元データをICT建機に入力し、半自動で施工
 - ・ オペはモニターを見て施工
 - ・ 掘削面を超えないようICT建機が制御
 - ・ 丁張り、誘導員が不要



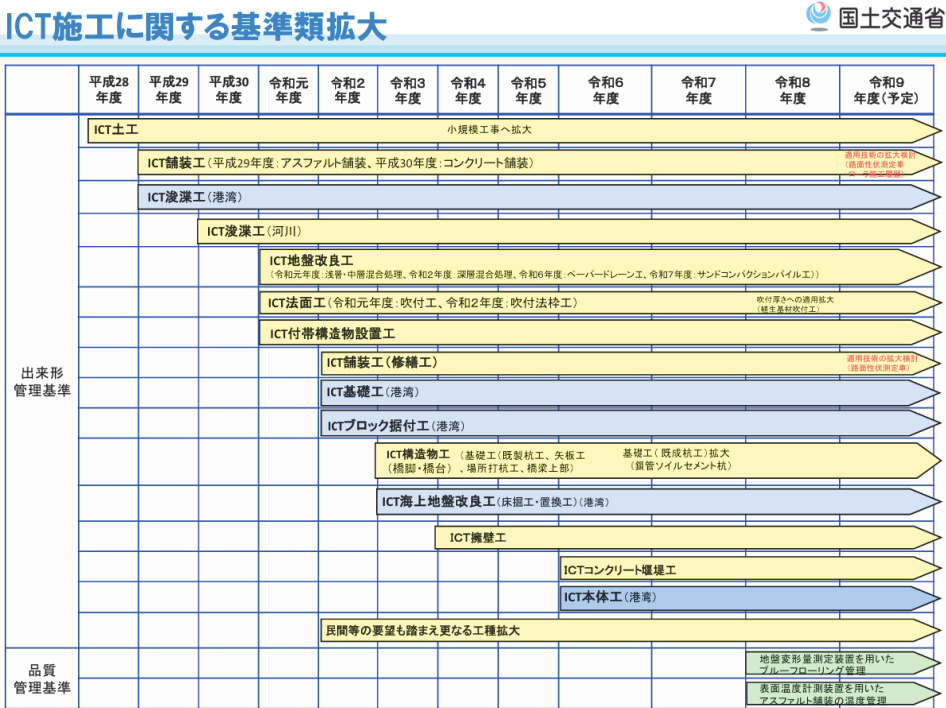
工事費の積算

- 3次元活用工事は必要経費を増額変更
- ▷ 3次元測量 → 受注者見積により計上
 - ▷ 小規模ICT施工 → 諸経費率+受注者見積により計上
 - ▷ 3次元出来形管理・データ納品 → 共通仮設費、現場管理費を増額補正又は見積

工事成績評定の加点

- 全プロセス+LightICT実施工事は成績評定で加点評価
- ◆ 創意工夫（新技術等活用）において加点評価
 - ※LightICTは実施項目数に応じて按分して加点

ICT活用工事



鳥取県では国土交通省で要領等が定められている工種全て適用可能(受注者希望型)

遠隔臨場

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」，「立会」，「打合せ」（段階確認等）を行うことで、受発注者の作業の効率化を図る。

- ◆ 適用項目
 - 段階確認における遠隔臨場
 - 立会における遠隔臨場
 - 打合せにおける遠隔臨場
 - 段階確認等以外の適用

遠隔臨場

◆ 実施方法等

遠隔臨場の実施にあたり、監督員と協議し、適用項目及び適用機器等を定める。

施工計画書及び添付資料に下記の事項を記載し、監督員等へ提出する。

➤ 適用項目

➤ 適用機器の構成と仕様

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb 会議システム等を記載

➤ 段階確認等の実施

遠隔臨場による段階確認等の実施方法、遠隔臨場が中断された場合の対応を記載

遠隔臨場の実施に先立ち、監督員に実施時間、実施箇所（場所）及び必要とする資料について確認

遠隔臨場の実施及び記録と保存

実施した適用項目、適用機器等が分かる資料、写真等を工期又は履行期間の14日前までに監督員へ提出

遠隔臨場

◆ 費用

遠隔臨場に係る費用は、受注者見積により建設工事は技術管理費に積上げ計上

（例） ・ 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）

・ 撮影機器の設置費（移設費）

・ 通信費

・ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

5. 建設DX関係

建設DX関係研修(予定)

総講習回数 15回		座学講習 9回		実地講習 3回		ハンズオン講習 3回			
No.	研修テーマ (仮称)	講習レベル	講師 (案)	候補日	実施数	形式	Web可 否	場所	
1.	ICT・BIM/CIMを始める前に考えるべきこと	初級	yasstyleさま	8/27,31 9/2	2h × 1回	座学	✓	中部	
2.	サステナブルな建設業のために今できること	初級	株式会社新庄砕石工業所さま	9/4,7,10	2h × 1回	座学	✓	中部	
3.	ICTスタートアップセミナー	初級	日立建機日本株式会社さま	9/14,15,16, 17,18	3h × 2回	実地	－	東部 フィールド	
4.	BIM/CIM概論：受注者向け	中級	検討中	10/5,6,9	3h × 1回	座学	✓	中部	
5.	BIM/CIM概論：発注者向け	中級	検討中	10/5,6,9	3h × 1回	座学	✓	中部	
6.	3次元測量：LIDARとドローンの理解と実践	中級	株式会社兵庫土木サポートさま	9/28,29,30 10/1,2	3h × 2回	座学 (実地)	－	東部 フィールド	
7.	ICT活用工事：AR/VR活用からICT建機まで	中級	株式会社山陽測器さま or CONTACTさま	10/13,14, 15,16	3h × 2回	座学 (実地)	－	西部 フィールド	
8.	ハンズオン【砂防編】	中級	オートデスク株式会社さま	10/19,22,23	6h × 1回	Ho	－	中部	
9.	ハンズオン【道路編】	中級	ONESTRUTION株式会社	10/19,22,23	6h × 1回	Ho	－	中部	
10.	標準データの役割と重要性	上級	ONESTRUTION株式会社	11/16,19,20,2 4,25,30	3h × 1回	座学 (Ho)	－	中部	
11.	オープンデータ化の必要性和地域社会への貢献	中級	静岡県 杉本さま	10/26,30 11/4	3h × 1回	座学	✓	中部	
12.	(仮) パネルディスカッション	中級	検討中	11/24,25,30	3h × 1回	座学	－	中部	

※指適内容を記載する。
※指摘事項が改善されたことを確認した場合、日付を入れ、指摘欄は「改善」を選択する。

受注者から提示等された資料で確認できる場合、現地確認は不要。

[illegible]

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

No	種別	細別	項目	【確認項目】チェック項目、留意事項	コメント	検査項目	
1	施工体制	施工計画書	提出状況	・工事着手前又は施工方法工事に着手する際、監督員・設計図書で工事着手の期する。 ・同日着工の場合は、監督員が工事着手の期を指示する。	提出日(5/15)工事着手日(5/5)6/1計画書に不備はなかったが、工事着手後に当初計画書が提出された。	1-1-1	×
2	施工体制	施工計画書	計画と現場の一致	・施工計画書に記載された順序及び使用機械等の施工方法と現場が一致している。	0	1-1-2	
3	施工体制	施工計画書	計画と現場の一致	・施工計画書に記載された現場組織及び安全管理等と現場の施工体制が一致している。	0	1-1-2	×
4	施工体制	施工計画書	計画と現場の一致	・施工計画書の現場組織に、監理(主任)技術者、専門技術者、作業主任者、現場に常駐が義務付けられた技能士が漏れなく記載され、現場の施工体制と一致している。	9/1 鉄筋作業に3人が従事していたが鉄筋施工技能士〇〇氏が常駐していないことを確認。根拠資料有(N04根拠写真.jpg)。9/10技能士の常駐を確認。	1-1-2	×
5	施工体制	施工計画書	記載内容	・施工計画書が設計図書及び現場条件を反映している。	0	2-1-1	
6	施工体制	施工計画書	記載内容	・当初及び変更の施工方法について、具体的な手順等が記載されている。 ・出来形の管理項目、頻度が明確になっている。	0	2-1-1	
7	施工体制	施工計画書	記載内容	・品質の検査、試験手法、頻度が明確になっている。	9/1掘削工の測定項目で基準高が抜けている。9/10基準高が記載されたことを確認。	2-1-1	
8	施工体制	施工計画書	記載内容	・品質の検査、試験手法、頻度が明確になっている。	9/1生コンの試験項目で圧縮強度試験が抜けている。9/10圧縮強度試験が記載されていることを確認。	2-1-1	×
9	施工体制	施工計画書	記載内容	・施工箇所が点する工事は、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定している。	9/1施工箇所点工事でない。	2-1-1	
10	施工体制	施工計画書	記載内容	・指示等により追加された工種、重要な変更があった場合、変更に係る当該工種等施工前に変更施工計画書が提出されている。 (重要な変更：施工方法、出来形、品質、写真管理項目の追加・変更等)	変更4回提出日(9/15)変更に係る着手日(9/20)	2-1-1	

NO	種別	細別	項目	【確認項目】チェック項目、留意事項 【施工状況把握(事項確認)】【チェック項目】	コメント	調査項目	
11	施工体制	施工体制台帳等	必要書類の作成	・施工体制台帳の記載内容が現場の施工内容と一致し、工事現場に備え置かれている。 ・施工体系図が工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されている。	7/1下請無し	1-1-3	○
12	施工体制	施工体制台帳等	必要書類の作成	・1件500万円以上の下請工事は、建設業許可を有している者が行っている。 ・施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく下請契約遵守事項報告書を作成し提出されている。 ・下請等(2次以下を除き、交通誘導業務を含む。)において、標準見積書の提出依頼が書面で行われている。 ・下請契約書の写し等の必要書類を添付して提出されている。	7/1下請無し	1-1-3	
13	施工体制	現場代理人	工事の把握	・現場代理人が工事全体を把握している。	0	1-2-2	○
14	施工体制	現場代理人	工事の把握	・隣接する他工事との調整を行っている。	9/1隣接工事無し	1-2-2	
15	施工体制	現場代理人	工事の把握	・人員管理、工程管理、休日の確保を行っている。	0	1-2-2	○
16	施工体制	現場代理人	設計照査	・契約書第18条第1号～5号に係る設計図書の照査を行っている。	0	1-2-3	
17	施工体制	現場代理人	設計照査	・照査の結果、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議する等、必要な対応を行っている。	9/1設計図書に不備等無し	1-2-3	○
18	施工体制	現場代理人	設計照査	・照査の内容に漏れがない。	0	1-2-3	
19	施工体制	現場代理人	協議等の的確な実施	・監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。	0	1-2-4	○
20	施工体制	現場代理人	協議等の的確な実施	・段階確認及び施工状況把握(現場確認)について、監督員の立会が適時、的確に行われている。	0	1-2-4	
21	施工体制	現場代理人	協議等の的確な実施	・工事打合せ等が書面で行われている。	0	1-2-4	○
22	施工体制	現場代理人	協議等の的確な実施	・工事履行報告書が翌月の土日祝日を除く原則5日以内に提出されている。	0	1-2-4	
23	施工体制	主任(監理)技術者	基準類の理解	・契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解の上、施工に反映し、問題も少なく施工されている。	0	1-2-6	○
24	施工体制	主任(監理)技術者	基準類の理解	・施工計画の質問等に対して回答が的確である。	0	1-2-6	
25	施工体制	主任(監理)技術者	基準類の理解	・技術的な問題があれば監督員と協議を行っている。	9/1技術的な問題はなかった。	1-2-6	○
26	施工体制	主任(監理)技術者	基準類の理解	・過積載、重機操作時の安全を確保している。	0	1-2-6	
27	施工体制	主任(監理)技術者	施工条件への対応	・着手前に施工上の課題となる作業環境(騒音発生、振動発生、粉じん飛散、坑内作業の換気、酸欠の危険のある現場等、重機作業等に支障が生じる地盤等)の条件を抽出して該当工種等施工前に施工計画書に記載し、施工計画書に記載された取り組みを適切に行っている。	0	1-2-7	○
28	施工体制	主任(監理)技術者	施工条件への対応	・生コンの寒中対策を行っている。	10/1寒中コンクリート対象外の時期に施工	1-2-7	
29	施工体制	主任(監理)技術者	施工条件への対応	・工事の騒音や振動等に対する苦情が少ない。	0	1-2-7	○
30	施工体制	主任(監理)技術者	施工条件への対応	・工事に手戻りがない。	0	1-2-7	

NO	種別	細別	項目	【確認項目】チェック項目、留意事項 施工状況把握(書類確認)【チェック項目】	コメント	調査項目	
31	施工体制	主任(監理)技術者	下請の把握	・下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導している。	9/1下請無し	1-2-8	○
32	施工状況	施工管理	工事材料	・工事材料使用前に工事材料使用承諾が提出され、品質証明(保証)書等が適切に保管されている。	9/1材料の使用無し	2-1-2	○
33	施工状況	施工管理	県内産資材	・県内産資材を使用している。 やむを得ない理由により使用していない場合は、監督員と協議等を行っている。	9/1材料の使用無し	2-1-3	○
34	施工状況	施工管理	建設副産物	・下記に該当する工事の場合、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書が作成され施工計画書に添付し提出されている。	9/1対象外工事	2-1-5	○
35	施工状況	施工管理	建設副産物	・建設発生土500m3以上を搬出する工事において、工事現場における土壌汚染対策等の手続き状況、搬出先が盛土規制法、盛土条例の許可等を受けているか確認している。 また、確認結果を添付した再生資源利用促進計画を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示している。	9/1対象外工事	2-1-5	
36	施工状況	施工管理	建設副産物	・工事完了後速やかに再生資源利用促進実施計画書及び再生資源利用実施計画書が提出されている。	10/1対象外工事	2-1-5	
37	施工状況	施工管理	建設副産物	・建設リサイクル法の手続きが適切に行われている。工事完了後、再資源化等報告書が提出されている。	10/1対象外工事	2-1-5	○
38	施工状況	工程管理	工程管理	・工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。	10/1数日の夜間作業が生じたが苦情など無かった。	2-2-4	
39	施工状況	工程管理	工程管理	・休日・夜間作業を行った舗装工事で代休等の取得し、また苦情がなかった。	10/1該当工事無し	2-2-4	○
40	施工状況	工程管理	工程調整	・隣接もしくは関連する他の工事などと円滑に調整を行い工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	10/1〇〇道路改良工事△建設と月一回工程調整を行い、遅れることなく施工した。	2-2-5	

NO	種別	細別	項目	【確認項目】チェック項目・留意事項 【施工状況把握(事類確認)】【チェック項目】	コメント	調査項目	
41	施工状況	安全対策	施設管理	・保安施設が保安施設設置基準及び建設工事公衆災害防止対策要綱等の基準並びに道路管理者及び警察等の関係者との協議の上で設置され、施設の管理が行われている。	9/1公衆に係る区域外の工事で仮設道路もない。	2-3-8	○
42	施工状況	安全対策	占用物件	・地下埋設物及び架空線等に関する事前確認、保安措置について、管理者との立会等を適切に行っている。また、その対応が適切である。	0	2-3-9	○
43	施工状況	安全対策	占用物件	・事前調査結果報告書が該当工種着手日の7日前までに提出されている。	0	2-3-9	
44	施工状況	安全対策	占用物件	・接触・切断等事故防止対策計画書が該当工種着手日の7日前までに提出されている。	0	2-3-9	
45	施工状況	安全対策	占用物件	・防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底している。	0	2-3-9	○
46	施工状況	対外関係	関係官公庁との調整	・関係官公庁等と調整を行い、トラブルが無い。	0	2-4-1	
47	施工状況	対外関係	地元調整	・地元配慮しながら施工し、地元住民及び近隣住民から苦情が無い。 ・地元住民及び近隣住民から苦情があったが、的確に対応している。 ・発注者に依存することなく、苦情に対しては自ら解決に向けて動いている。	0	2-4-2	○
48	施工状況	対外関係	第三者の苦情	・第三者からの苦情が無い。 ・第三者から苦情があったが、的確に対応し、その状況を監督員に報告している。 ・発注者に依存することなく、苦情に対しては自ら解決に向けて動いている。	0	2-4-3	○
49	工事完成	完成図書	資料確認	・工事完成図が納品されている。 ・出来形、品質管理が必要な測定項目について規格値を満足している（写真管理を含む）。 ・工事関係書類が全て提出されている。	0		○